

農業者物価高騰対策緊急支援事業

物価高騰による負担増に直面する市内農業者への影響緩和と地域農業の維持を図るため、経営規模に応じた給付金を市から交付するとともに、農業生産に必要不可欠な共同用水ポンプの電気料金に係る負担軽減を行います。

<事業の内容>

1 農業経営緊急支援給付金

(申請様式①販売農家給付金 別記様式第1号
②地域農業担い手認定者加算給付金 同第2号)

①販売農家給付金

市内販売農家に対し定額の給付金を交付します。

給付額：10,000円/戸(定額)

※販売農家：販売額50万円以上又は経営耕地面積30a以上の農家

②地域農業担い手認定者加算給付金

担い手認定された農家に対し、令和5年度末の利用集積面積に応じた給付金を交付します。

給付額：300円/a (上限額：50,000円/戸)

※地域農業担い手認定者：令和5年度末の認定農業者(法・市)

2 農業用水共同ポンプ電気代緊急支援給付金

(申請様式 別記様式第3号)

3戸以上で利用される共同ポンプについて、令和5年と3年の電気代との差額の一部を給付金として交付

給付金単価

(令和5年電気代－令和3年電気代) × 1/2

※電気代：4月～12月の合計

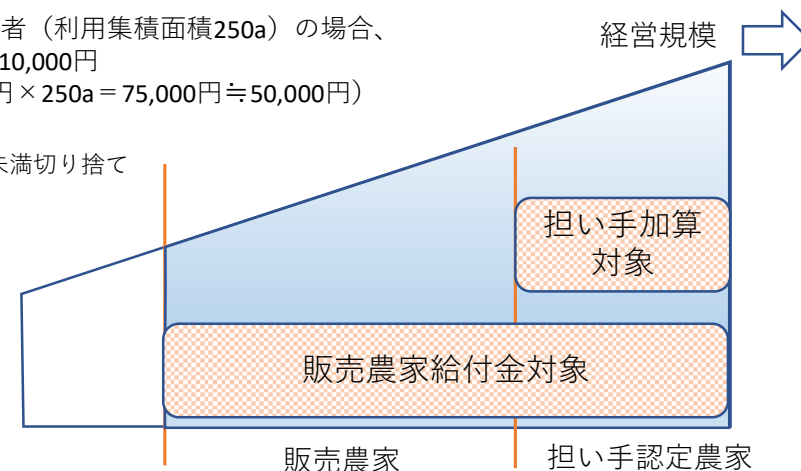
<事業イメージ>

【給付金イメージ】

地域農業担い手認定者(利用集積面積250a)の場合、

①販売農家金：10,000円
+②加算金(300円×250a=75,000円≒50,000円)
=60,000円

※加算金は千円未満切り捨て

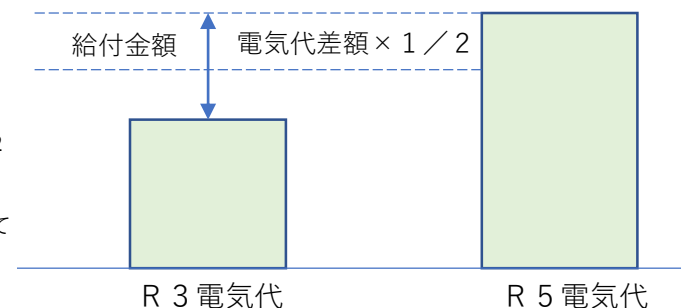


【給付金イメージ】

・R3年電気代：300,000円
・R5年 375,000円

・給付金額
(375,000円－300,000円) × 1/2
=37,500円≒37,000円

※給付金は千円未満切り捨て



申請期限：令和6年7月1日(月)まで

提出先：八幡市農業振興課(市役所4階40番窓口)

※本給付金は口座振込を持って給付決定通知に代えるものとなります。

問い合わせ先：八幡市役所建設産業部農業振興課

TEL(075)983-2703 mail:nougyo@mb.city.yawata.Kyoto.jp